

☆看護師複数の保育所、補助金2倍 「医療的ケア児」支援

日本経済新聞 2022年1月17日

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA1487L0U2A110C2000000/>

> 厚生労働省は2022年度から、保育所が2人以上の看護師を配置する際の補助金を年1058万円と現行の2倍に拡充する。医療ケアが必要な子どもを受け入れられる保育施設を増やす狙いだ。国と自治体の負担配分も見直し、自治体側の負担を抑えて全国への普及を目指す。

「保育対策総合支援事業費補助金」ではこれまで看護師の配置人数にかかわらず、施設あたり一律で年529万円を補助していた。1人分相当の人員費として見込んでいたが、2人以上を配置する保育所への支援が弱いと自治体から指摘されていた。

補助制度は17年度に一部地域でモデル事業として始め、20年度には公募に対し171施設が申請した。21年度には対象地域が全国に広がり、厚労省は今後受け入れ施設が大きく増加すると見込んでいる。21年に保育所や学校への支援強化を盛り込んだ「医療的ケア児支援法」が施行されたことも補助金の拡充につながった。

現在は国と都道府県など自治体で2分の1ずつ負担している割合も見直す。3年後の受け入れニーズを上回る保育体制の整備計画書を策定することを条件に、国の負担を3分の2に引き上げ、自治体負担は3分の1へ軽減する。政令指定都市などを除く一般市や町村では6分の1となる。

「医療的ケア児」は日常生活で人工呼吸器を使ったり、たんの吸引が必要だったりするなど恒常的な医療ケアが必要な子どもを指す。厚労省の推計では20年に1万9200人超と過去10年で1.8倍に増加した。医療技術の進歩に伴い、入院せずに家庭でケアを受けながら暮らせる子どもも増えている。

看護師を配置する保育所が増えたことで、医療的ケア児を持つ親側にも保育所を利用する機運が高まっているという。子ども何人につき看護師1人といった配置基準はないが、ニーズの高まりを受けて複数の看護師を配置する動きが広がる可能性がある。厚労省は支援法に基づき都道府県ごとに「支援センター」の設置を進めており、22年度は新たに現場経験者の派遣を予定している。

…などと伝えています。

